

福井市中央卸売市場中長期プラン

平成23年2月

福 井 市

目 次

はじめに	1
1 策定の目的	
2 計画の期間	
3 策定経緯	
I 卸売市場における流通の変化	
1 食を取り巻く社会環境の変化.....	2
(1) 食料需要の変化	
(2) 消費の多様化	
(3) 安全・安心への志向	
2 生鮮食料品の生産・供給構造の変化.....	5
(1) 国内生産力の低下	
(2) 出荷団体の大型化	
(3) 小売業の構造変化	
(4) 流通経路の多様化	
3 卸売市場の状況変化.....	8
(1) 卸売市場の種類	
(2) 卸売市場経由率の変化	
(3) 大都市市場と地方の市場	
(4) 転機の卸売市場	
(5) 国（農林水産省）の動向	
II 福井市中央卸売市場の現状と課題	
1 福井市中央卸売市場を取り巻く社会情勢.....	15
(1) 交通の利便性	
(2) 人口減少と生鮮食料品需要の減少	
2 福井市中央卸売市場の現状.....	17
(1) 県内の中央卸売市場と地方卸売市場	
(2) 取扱数量及び取扱金額	
(3) 第9次卸売市場整備基本方針で示された再編基準と該当状況	
(4) 卸売業者の状況	
(5) 仲卸業者等の状況	
(6) 関連事業者の状況	
(7) 施設整備の状況	
(8) 福井市中央卸売市場特別会計の状況	
(9) 平成10年度以降の取組状況	
3 福井市中央卸売市場の課題.....	28
(1) 食の安全・安心への対応	
(2) 環境にやさしい市場の実現	
(3) 市民に開かれた市場の実現	
(4) 物流の効率化・販売力の強化	
(5) 市場の経営・運営の合理化	
(6) 施設の長寿命化と有効活用	
III 福井市中央卸売市場の将来	
1 福井市中央卸売市場の方向性.....	32
2 今後の取組.....	34
参考資料.....	41

はじめに

1 策定の目的

福井市中央卸売市場（以下「福井市場」という。）は、昭和49年に現在地（大和田町）に福井市民の生鮮食料品等の供給基地として開場し、その後35年にわたり生鮮食料品等の安定供給を担ってきました。

しかし、近年、卸売市場を取り巻く環境は、流通構造の変化による市場外流通の増大など、大変厳しい状況になっています。

また、市民の食の安全・安心への意識も高まってきており、生産者と消費者側から求められる市場の役割と機能は増大、かつ、多様化しており、いかに時代の潮流に適応していくかが問われています。

このような状況を踏まえ、中長期的な観点から、今後の福井市場のあるべき方向性を明確にし、その方向性に基づきハード・ソフト両面から市場の機能を強化するとともに、健全な市場運営を継続するため、福井市中央卸売市場中長期プランを策定しました。

2 計画の期間

本計画の実施期間は、平成23年度を初年度として目標年度を平成32年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて内容を見直します。

3 策定経緯

卸売市場を取り巻く環境が厳しくなる中、平成21年4月、福井市長から※福井市中央卸売市場開設運営協議会に対し、「福井市中央卸売市場の今後の運営形態等」について諮問しました。

これを受け、開設運営協議会では、専門的な見地から今後の市場のあり方を調査研究するため、専門部会として「福井市中央卸売市場中長期プラン検討会議」を設置しました。検討会議では、各種調査を実施し、今後の福井市場の方向性を示した「福井市中央卸売市場中長期プランに関する提言書」をとりまとめ、開設運営協議会の審議を経て、平成22年5月31日、開設運営協議会の答申として、本市に提出されました。

この中長期プランは、その答申に基づき福井市場の今後の方向性について策定したものです。

開設運営協議会：卸売市場法第13条第1項の規定に基づき、市場の業務運営に関し必要な事項を調査審議するために設置されている協議会をいう。

I 卸売市場における流通の変化

1 食を取り巻く社会環境の変化

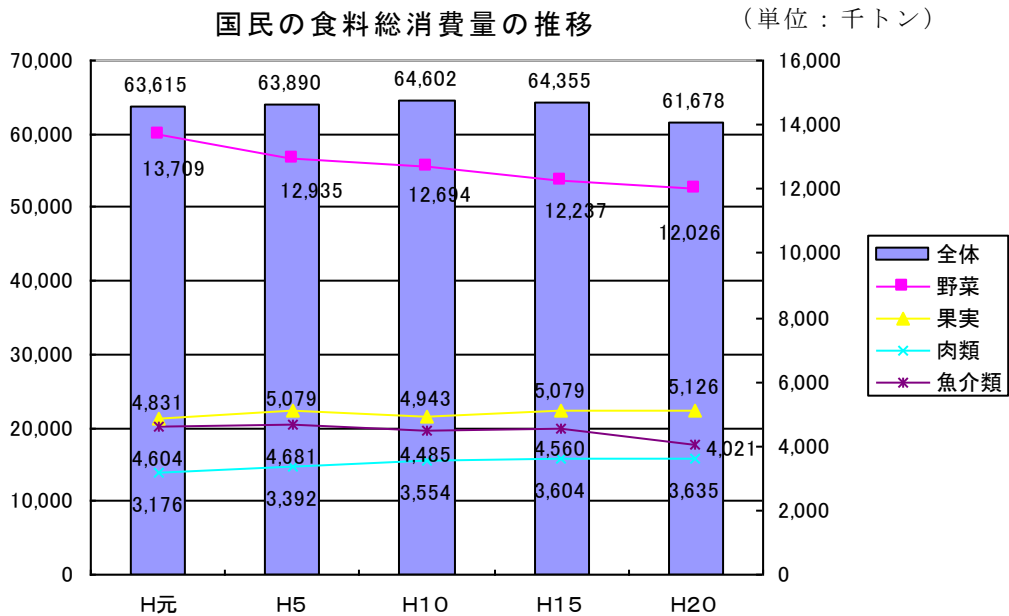
(1) 食料需要の変化

我が国の総人口は、平成16年の約1億2,780万人をピークに減少局面に入り、今後も人口減少社会が続いていきます。

また、我が国の総人口に占める65歳以上の高齢者の割合も、平成22年の約23%から平成32年には約29%まで上昇すると予想されます。

このような状況の中、国民の食料総消費量、国民1人当たり食料消費量はともに減少傾向にあります。また、世帯員1人当たり1箇月間の食料消費支出における生鮮食品の割合は昭和55年には約38%占めていましたが、平成21年には約30%に減少しており、1人当たりの食料消費支出も減少傾向にあります。

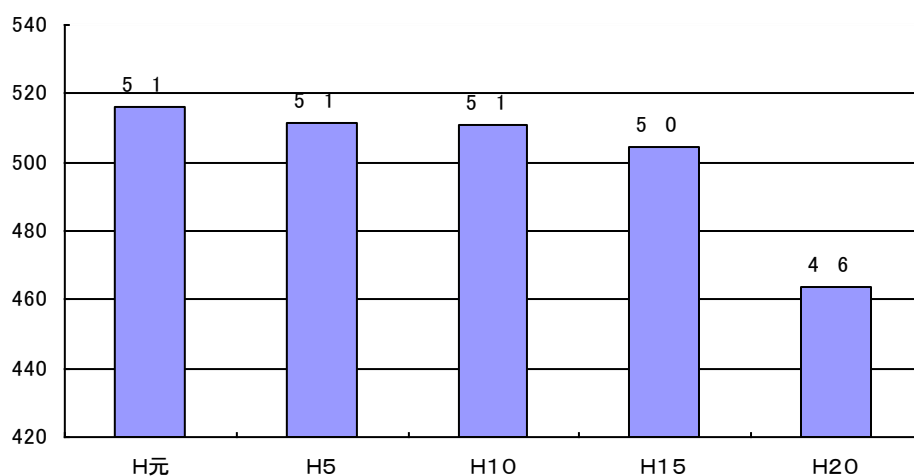
今後、人口が引き続き減少するとともに、高齢化が一層進行していくことにより、我が国全体の食料消費の量や支出額が縮小していくものと考えられます。



農林水産省「食料需給表」

国民1人当たりの年間食料消費量の推移

(単位：kg)



農林水産省「食料需給表」

主な食料品の世帯員1人当たりの1箇月間の消費支出の推移

(単位：円)

	S55年 (1980年)	H21年 (2009年)	増減率 (%)
消費支出	76,694	93,750	22.2
食料消費支出	22,374	21,339	▲ 4.6
生鮮食品	8,533 (38.1%)	6,341 (29.7%)	▲ 25.7
米	1,613	840	▲ 47.9
生鮮魚介	1,641	1,261	▲ 23.2
生鮮肉	1,958	1,559	▲ 20.4
卵	284	236	▲ 16.9
生鮮野菜	1,865	1,648	▲ 11.6
生鮮果物	1,172	797	▲ 32.0

総務省「家計調査年表」、「消費者物価指数」を基に農林水産省で作成

注：二人以上の世帯（農林漁家世帯をのぞく）、実際の価格から平成17年の消費者物価指数を基準として、物価変動による影響を取り除いた数値。

()内は、食料消費支出に占める生鮮食品の割合

(2) 消費の多様化

高齢化の進行、共働き世帯や単身世帯の増加など、社会構造の変化やライフスタイルの変化に伴い、家庭における調理や食事の機会が減少し、レストラン等での「**外食**」の機会の増加や、惣菜、弁当、レトルト食品等の「***中食**」の増加により「食の外部化や簡便化」が進展しています。

年間1世帯当たりの食料消費支出の推移 (単位：千円、%)

	S50	S60	H7	H20
食料	650 (100.0)	958 (100.0)	1,025 (100.0)	905 (100.0)
主食	86 (13.2)	124 (12.9)	109 (10.6)	86 (9.5)
副食品	339 (52.1)	474 (49.5)	492 (48.0)	418 (46.1)
嗜好食品	148 (22.8)	205 (21.4)	227 (22.2)	208 (23.0)
外食	77 (11.9)	155 (16.2)	197 (19.2)	193 (21.4)
加工食品	296 (45.6)	437 (45.7)	500 (48.8)	473 (52.2)

総務省「家計調査年表」(品目分類)

注：加工食品は「家計調査」に表記されている狭義の加工食品ではなく、「生鮮食品並びに粒状のまま最終消費される豆類及び穀類を除くすべての食品」(広義の加工食品)であり、食料に占める加工食品の支出である。

(3) 安全・安心への志向

近年、「食」をめぐるのは、*高病原性鳥インフルエンザや*BSE(牛海綿状脳症)の発生、食品虚偽表示、輸入食品の残留農薬問題など消費者の信頼を大きく揺るがすような事件が発生しています。このため、食の安全や安心に対する消費者の関心は、かつてないほど高まっています。

また、消費者は、低価格の商品を望む一方、品質や安全性にこだわる場合には割高でも購入する傾向も見られます。

中食：レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあって、市販の弁当や惣菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へもって帰り、そのまま調理加熱することなく食事として食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称をいう。

高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、全身症状など鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病をいう。

BSE(牛海綿状脳症)：異常プリオンたんぱく質(細胞たんぱく質の一種が異常化したもの)に汚染された肉骨粉等の飼料の摂取により経口感染すると考えられる牛の疾病をいう。

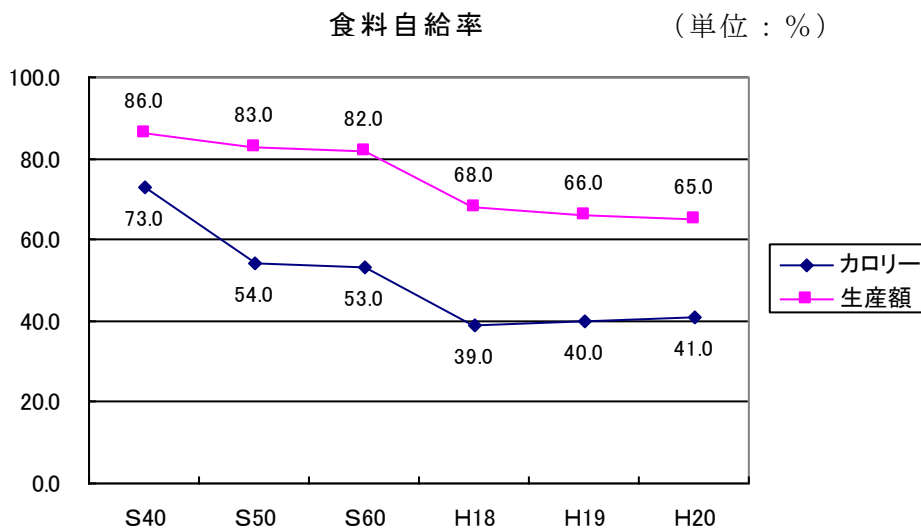
2 生鮮食料品の生産・供給構造の変化

(1) 国内生産力の低下

生鮮食料品の消費減退傾向や安価な輸入品との競合が強まる中、我が国の農業においては、農業従事者の減少や高齢化、耕地面積の減少や耕作放棄地の増加等が進行し、国内生産力が低下しています。

一方、水産業においても、漁業資源の減少、漁業従事者の減少等から、国内の漁業生産量が減少しています。

このような国内生産力の低下や農水産物の輸入自由化等により、青果、水産物とも、輸入への依存が高まり、食料自給率が下がっています。



農林水産省「食料需給表」

(2) 出荷団体の大型化

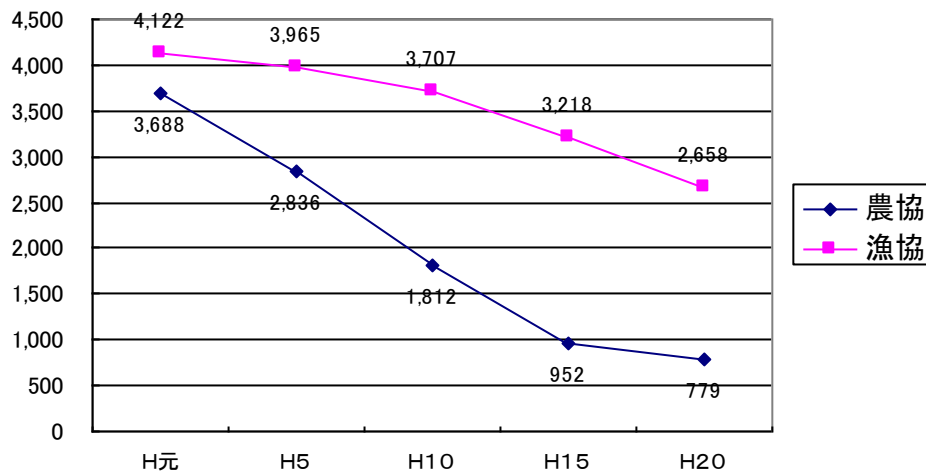
農協等の出荷団体は、組織や事業基盤強化の観点から合併による大型化を進めており、平成元年度に3,688組合あった農協の数は、平成20年度には779組合まで減少し、漁協の数も4,122組合から2,658組合まで減少しています。一方、1組合当たりの平均取扱高は大幅に増加しており、出荷団体の大型化が急速に進行しています。

大型化した出荷団体は、多様なニーズに対応した商品の開発・流通に取り組むとともに、価格形成に対する発言力を強めています。

また、多くの出荷団体は、物流コストの削減や安定した価格を求めて、大量の出荷に対応できる市場を選択して出荷する傾向が強まっています。このため、大きな商圈を抱える卸売市場に荷が集中してきています。

組合数の推移

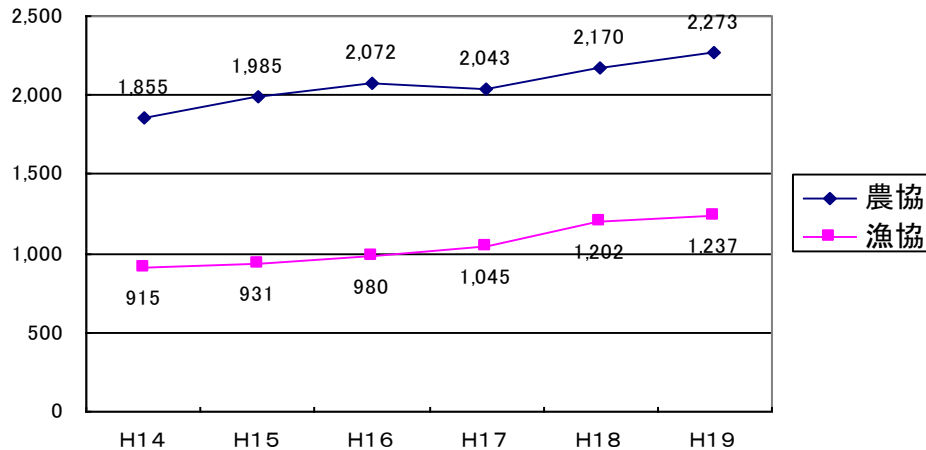
(単位：組合)



農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

1組合当たりの平均取扱高

(単位：百万円)



農林水産省「総合農協統計表」

(3) 小売業の構造変化

消費者の食料品等の購入先は、鮮魚店や八百屋などの専門小売店が減少し、生鮮食料品や日用品、加工品や総菜等がワンストップで購入できる食料品スーパーが主流となる一方、ドラックストア等でも食料品等を扱うなど小売業態が多様化しています。

また、量販店では、産地や生産者が特定できる産地直送野菜や産地と提携した独自の商品の販売により他店との差別化を図るなど、生き残りをかけた厳しい競争状態にあります。

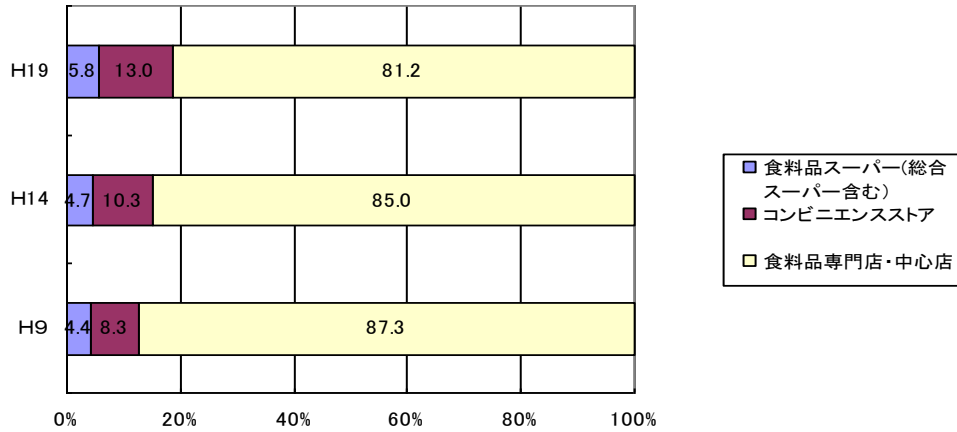
さらに、従来、弁当やおにぎり、惣菜などの調理・加工品を中心に販売してきたコンビニエンスストアにおいても、差別化の一つとして生鮮食料品の取扱いを行う店舗も出てきています。

一方、高齢化や過疎化等により、買い物の場所や移動手段などの日常生活に不可欠な機能が弱体化している地域においては、商品宅配サービスや移動販売などの新たな取組が出てきています。

事業所数の推移と割合の推移

(単位：店舗)

	H 9	H14	H19
食料品スーパー(総合スーパー含む)	19,511	19,359	19,450
コンビニエンスストア	36,631	41,770	43,684
食料品専門店・中心店	384,899	344,343	273,534
合計	441,041	405,472	336,668

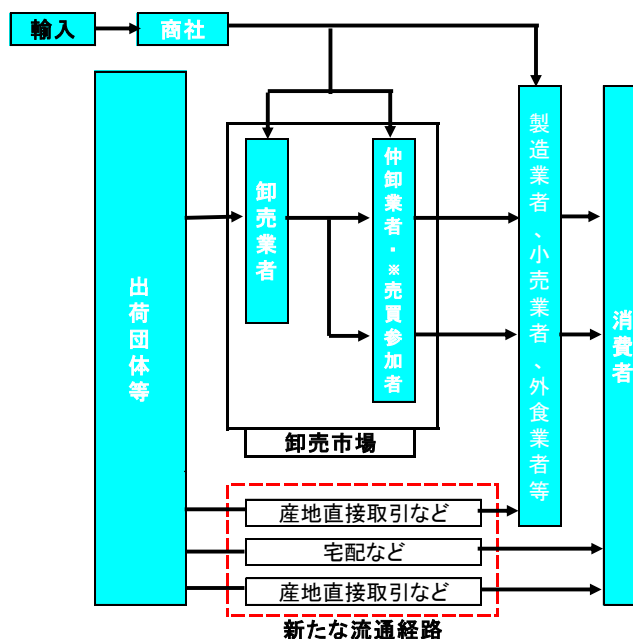


経済産業省「商業統計調査」

(4) 流通経路の多様化

広域輸送網や小口宅配輸送サービスの拡大、低温流通技術の進歩、量販店・外食産業の増加などにより、生鮮食料品の供給範囲は大きな広がりを見せています。また、その流通経路は、卸売市場を通じた流通のみならず、*大口需要者による生産者からの直接買い付けやインターネットを通じた直接取引など多様化しています。

生鮮品の主要な流通経路



大口需要者：学校、工場、病院などの給食施設、ホテル、旅館、食堂等の外食産業、加工業等の製造業者や量販店など大量に消費する者をいう。

売買参加者：仲卸業者とともにセリ売り若しくは入札の方法又は相対取引で卸売業者から品物を買えるよう、開設者から承認を受けている者で、卸売市場内に店舗を持っていないことが条件になる。

3 卸売市場の状況変化

(1) 卸売市場の種類

卸売市場は、その所在地や施設の規模などにより、中央卸売市場、地方卸売市場、その他の市場の3つに区分されています。

中央卸売市場と地方卸売市場

事 項		中央卸売市場	地方卸売市場
定 義		公正かつ効率的な流通を確保することを目的とした広域的な食料供給の中核的な拠点	中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模以上のもの
特 徴		厳格な取引規制の下、指標となる価格の形成等重要な機能を果たしている。	地域における食料の集配拠点であり、地域の実情に応じた運営がなされている。
業者等の許可	開設者	農林水産大臣の認可制 (開設主体は都道府県・人口20万人以上の市、又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合に限定)	都道府県知事の許可制 (開設主体は限定なし(公設、3セク、民営))
	卸売業者	農林水産大臣の許可制	都道府県知事の許可制
	仲卸業者	開設者の許可制	(必要に応じて都道府県知事が規定)
	売買参加者	開設者の承認制	
監督規定		<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣による卸売業者の監督規定 ・純資産基準額の設定 ・農林水産大臣による卸売業者に対する経営改善命令 ・開設者による仲卸業者に対する改善措置命令 	都道府県知事による開設者及び卸売業者の監督規定 (その他、必要に応じて都道府県知事が規定)
取引規制		<ul style="list-style-type: none"> ・差別的な取扱の禁止 ・受託拒否の禁止 ・※商物一致の原則 ・※第三者販売の原則禁止 ・※直荷引きの原則禁止 ・卸売予定数量及び卸売数量・価格の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・差別的な取扱の禁止 ・卸売予定数量及び卸売数量・価格の公表 (その他、必要に応じて都道府県知事が規定)

注：近江町市場などのように、小売業者が集まった商店街振興組合が通称として市場(いちば)と称しているところもあるが、住民を対象とした販売を目的としており、卸売市場法に規定する市場(しじょう)とは違うものである。

商物一致の原則：卸売業者の販売を市場内にある物品に限定することをいうが、開設者などが指定した場所にある物品やインターネットによる取引については、市場内に対象物品がなくても販売することができる。

第三者販売の原則禁止：卸売業者が仲卸業者、売買参加者以外に販売することを原則禁止することをいうが、食品産業等の新商品開発や複数の卸売市場間での契約に基づく販売は、例外として認められている。

直荷引きの原則禁止：仲卸業者が卸売業者以外から仕入れることは原則禁止となっていることをいい、例外的に開設者から許可を得ることで、卸売業者以外から直接商品を買付けすることができる。

(2) 卸売市場経由率の変化

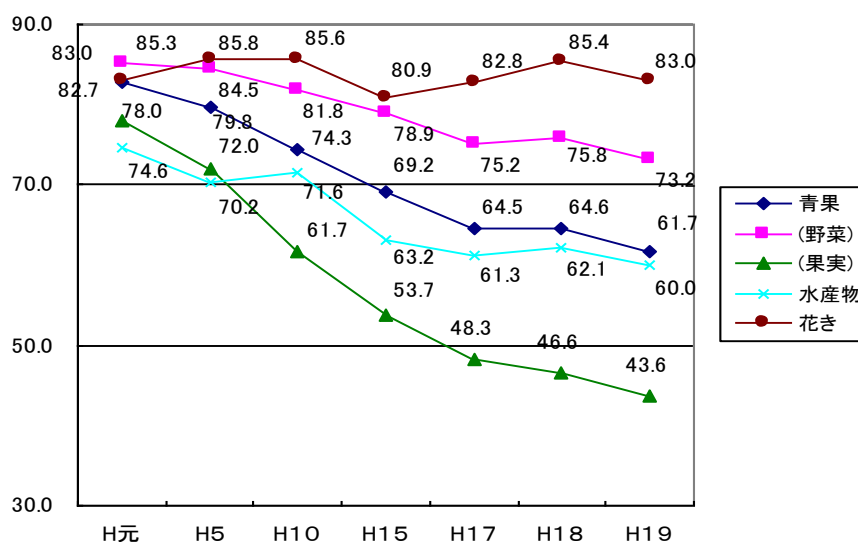
卸売市場経由率は、青果、水産物、花きの3部門とも6割から8割を占めるなど、卸売市場は、引き続き我が国の生鮮食料品等流通の多くの部分を担っており、集荷（品揃え）・分荷機能、価格形成機能、代金決済機能、情報受発信機能等の重要な役割を果たしています。

しかしながら、近年、輸入品等の増加や直接取引等の流通経路の多様化等により、卸売市場経由率が低下しています。

特に、ジュースなどに加工されることが多い果実は、直接加工場へ流通するケースが増えているため、大幅な減少となっています。

また、量販店等の増加に伴い、*相対取引が増え、*セリ取引が減少しており、価格形成に対する大口需要者の影響力が強まっています。

卸売市場経由率の推移（重量ベース）（単位：％）



農林水産省「食料需給表」

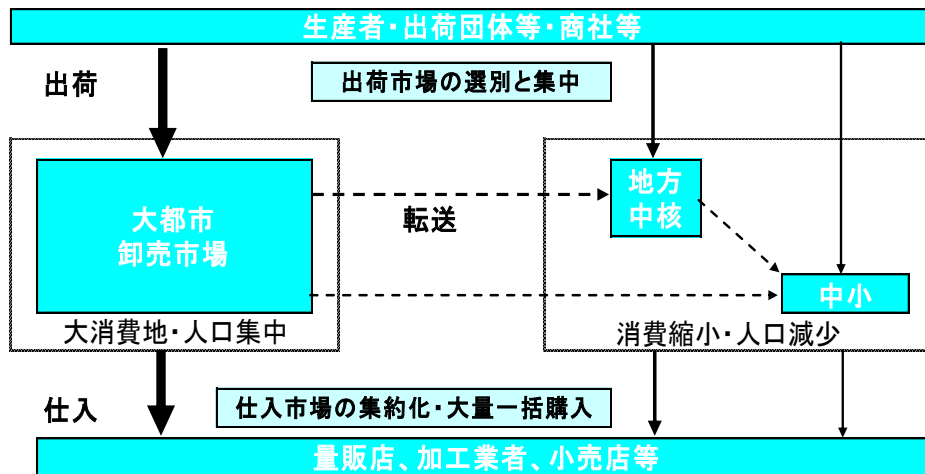
(3) 大都市市場と地方の市場

農協等の合併等による出荷団体の大型化に伴い、効率的に大量の商品を一括で出荷できる市場に集約して出荷する傾向が強まってきており、その結果、大都市周辺の取扱数量の大きな卸売市場に荷が集中してきています。

一方、地方の中小規模の卸売市場においては、取扱数量が一層減少し、量販店等との取引のために品揃えを強化しようと、大きな卸売市場から生鮮食料品等を*転送してもらう傾向が強まっています。

相対取引：セリ取引以外の取引方法で、卸売業者と仲卸業者等が一对一で個別に販売価格の交渉を行う取引をいう。

セリ取引：買手である仲卸業者や売買参加者が値段を付け合い、申込価格の最高値が価格となり、品物の値段（卸売価格）が決まる仕組みをいう。



地方中核: 地方の中核的な卸売市場
 中小: 地方の中小規模の卸売市場

(4) 転機の卸売市場

近年、公設の市場においては、地方公共団体の財政悪化などから市場の運営が負担となってきています。

こうした中、国の第8次卸売市場整備基本方針で示された中央卸売市場再編基準により中央卸売市場から地方卸売市場へ転換を図る動きが見られ、平成5年度に88市場あった中央卸売市場は、平成21年度末には76市場となっています。

しかし、依然として36都道府県には中央卸売市場があり、大都市においては複数開設されているところもあります。

また、地方市場に転換した卸売市場では、指定管理者制度の導入などの動きが始まってきています。

地方卸売市場への転換動向

転換年度	転換市場名
平成18年度	大分、釧路
平成19年度	川崎（南部）、藤沢、三重（水産部）、 尼崎
平成20年度	呉、下関、佐世保・千尽（花き部）
平成21年度	三重（青果部）、函館、室蘭
平成22年度	山形、松山（花き部）
平成23年度	松山（水産部）予定、富山予定、甲府予定
平成24年度	秋田（青果部・水産部）予定
平成26年度	福岡（東部・西部）を廃止し、福岡市中央 （青果）に統合予定

.....
転送：卸売業者の販売方法の一つで、他の卸売市場の卸売業者や仲卸業者、売買参加者へ販売することをいう。

卸売市場数の推移

区分 年度	中央卸売市場	地方卸売市場	地方卸売市場		
			公設	第三セクター	民設
H5	88	1,571	154	33	1,384
H10	87	1,465	156	38	1,271
H15	86	1,325	152	38	1,135
H18	84	1,259	151	37	1,071
H19	81	1,237	155	38	1,044
H20	79	1,207	156	39	1,012
H21	76				

農林水産省「卸売市場データ集」

注：中央卸売市場については各年度末現在、地方卸売市場については各年度当初の数値である。

各都道府県の中央卸売市場開設都市及び取扱品目

都道府県	中央市場 の有無	開設者	取扱品目
北海道	○	札幌市	青果、水産
青森県	○	青森市	青果、水産、花き
		八戸市	青果、花き
岩手県	○	盛岡市	青果、水産
宮城県	○	仙台市	青果、水産、花き、食肉
秋田県	○	秋田市	青果、水産、花き 平成24年度に青果部、水産物部を公設地方卸売市場に転換予定
山形県	×	平成22年4月に山形市中央卸売市場が公設地方卸売市場に転換	
福島県	○	福島市	青果、水産、花き
		いわき市	青果、水産、花き
茨城県	×		
栃木県	○	宇都宮市	青果、水産
群馬県	×		
埼玉県	○	さいたま市	食肉
千葉県	○	千葉市	青果、水産
		船橋市	青果、水産
東京都	○	☆東京都	青果(9)、水産(3)、花き(5)、食肉
神奈川県	○	横浜市	青果(2)、水産(2)、花き、食肉
		川崎市	青果、水産、花き
新潟県	○	新潟市	青果、水産、花き
富山県	○→×	富山市	青果、水産、花き 平成23年度に公設地方卸売市場に転換予定
石川県	○	金沢市	青果、水産
福井県	○	福井市	青果、水産、花き

都道府県	中央市場の有無	開設者	取扱品目
山梨県	○→×	甲府市	青果、水産 平成23年度に公設地方卸売市場に転換予定
長野県	×		
岐阜県	○	岐阜市	青果、水産
静岡県	○	静岡市	青果、水産
		浜松市	青果、水産
愛知県	○	名古屋市	青果(2)、水産(2)、食肉
三重県	×	平成19年4月に三重県中央卸売市場の水産物部が、平成21年4月に青果部が公設地方卸売市場に転換	
滋賀県	×		
京都府	○	京都市	青果、水産、食肉
大阪府	○	☆大阪府	青果、水産
		大阪市	青果(2)、水産(2)、食肉
兵庫県	○	神戸市	青果(2)、水産(2)、花き、食肉
		姫路市	青果、水産
奈良県	○	☆奈良県	青果、水産
和歌山県	○	和歌山市	青果、水産
鳥取県	×		
島根県	×		
岡山県	○	岡山市	青果、水産、花き
広島県	○	広島市	青果(2)、水産、花き、食肉
山口県	○	宇部市	青果
徳島県	○	徳島市	青果、水産
香川県	○	高松市	青果、水産、花き
愛媛県	○	松山市	青果、水産、花き 平成22年4月に花き部を、平成23年3月に水産物部を公設地方卸売市場に転換
高知県	○	高知市	青果、水産
福岡県	○	福岡市	青果(3)、水産、食肉
		北九州市	青果、水産
		久留米市	青果、水産
佐賀県	×		
長崎県	○	長崎市	青果
		佐世保市	青果、水産
熊本県	×		
大分県	×	平成18年4月に大分市中央卸売市場が公設地方卸売市場に転換	
宮崎県	○	宮崎市	青果、水産、花き
鹿児島県	○	鹿児島市	青果、水産
沖縄県	○	☆沖縄県	青果、花き

注：（ ）内は、複数の市場数を示す。

☆は、開設者が都府県である。

(5) 国（農林水産省）の動向

農林水産省は、卸売市場法に基づき定めている現行の第8次卸売市場整備基本方針の目標年度が平成22年度までとなっていることから、卸売市場の最近の情勢の変化に的確に対応し、その機能を十全に発揮していく観点から見直し、10月に第9次の基本方針を定めました。

○第9次卸売市場整備基本方針の概要

ア 基本的な考え方

- ・ ＊コールドチェーンシステムの確立をはじめとした生産者及び実需者のニーズへの的確な対応
- ・ 公正かつ効率的な取引の確保
- ・ 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応
- ・ 卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保
- ・ 卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化
- ・ 経営戦略的な視点を持った市場運営の確保

イ 卸売市場の適正な配置の目標

- ・ 取扱規模の二極化が進展している中で、拠点的な中央卸売市場とその周辺市場による効率的な流通ネットワークを構築。このため、新たに「中央拠点市場」を位置づけ、その基準を設定し、それぞれの役割に応じた整備を推進
- ・ 中央卸売市場の再編（地方卸売市場への転換を含む。）について、第8次基本方針と同様の再編基準を設定。

ウ 近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する基本的指標

- ・ 市場施設の計画的な整備、効率的な利用として、特に、コールドチェーンシステムに係る施設の計画的な整備、加工処理機能の強化に係る施設整備等、市場の有する機能の拡充・強化
- ・ 温室効果ガスの削減に向けた計画的な取組等環境問題への対応

エ 取引及び物品の積卸し、荷さばき、保管等の合理化並びに物品の品質管理の高度化に関する基本的な事項

- ・ 市場流通の効率化や市場取引の活性化
- ・ 書類の提出や報告義務の見直し等の事務の簡素化の徹底等

コールドチェーン：生鮮食料品の鮮度を保持するため、冷凍・冷蔵・低温を保ちつつ、生産者から消費者まで一貫して流通させる体系をいう。

- ・ *トレーサビリティの確保や*H A C C P への対応
- ・ *コンプライアンスの徹底

オ 卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標

- ・ 卸売業者及び仲卸業者の経営規模の拡大への取組の推進
- ・ 加工処理、情報受発信等の機能や経営体質の強化

カ その他

- ・ 開設者、卸売業者及び仲卸業者等が一体となった経営戦略の策定、経営戦略的な視点からの市場の運営体制の整備

トレーサビリティ・システム：食品の安全を確保するために、生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を明確にすること。

HACCP：危害分析で、対象となる食品の製造・流通過程について、工程ごとに食品の安全性に害を与える微生物、化学物質、異物はあるのか、それに対して工程ごとにどのような対処をするのか解析し、その結果をもとに、危害の発生防止の上で極めて重要な管理点について、守られるべき基準を定め、モニタリング（監視）などを行う品質管理方法をいう。

コンプライアンス：ルールに従って公平公正に業務を遂行すること。法令遵守。

Ⅱ 福井市中央卸売市場の現状と課題

1 福井市中央卸売市場を取り巻く社会情勢

福井市では、市街地中心部に点在し営業を行っていた食料品卸売業者が、昭和31年に田原下町（現在の田原1丁目）に移転し、民営による福井食品卸売市場を開設しました。

その後、高度経済成長の到来とともに、食料消費量が増大し、それに伴い市場での取扱量が増加しました。加えて、都市化の進展など市場を取り巻く環境が大きく変化し、施設が手狭となるなど市場運営に支障をきたすようになりました。

そこで、本市は、それらの問題に対応するため、昭和49年11月に現在地に移転し、福井市中央卸売市場を開設することにしました。

(1) 交通の利便性

福井市場は、北陸と関西圏を結ぶ国道8号線に隣接し、北陸自動車道の福井北インターチェンジにも近く、交通の利便性が高い場所に位置し、福井市内（27万人）はもとより福井県の嶺北地域（約66万人）へ生鮮食料品等を供給する中核市場としての機能を有しています。

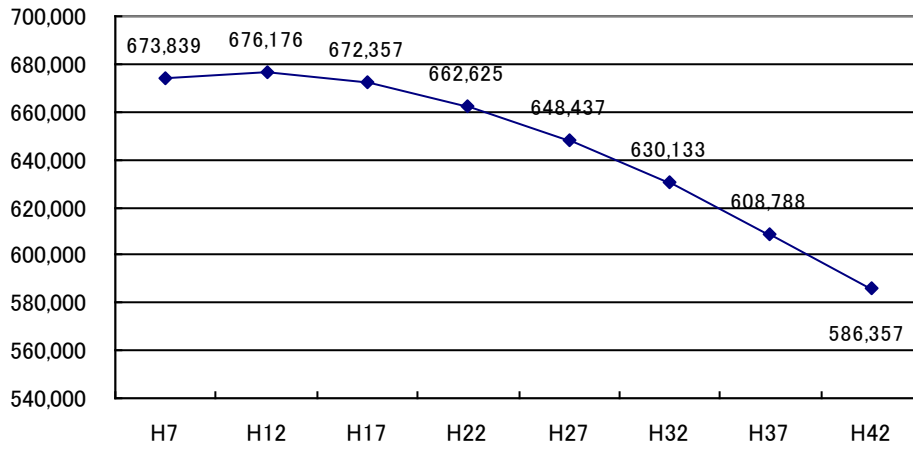
また、近年の都市開発により、大型ショッピングセンターを中心に商業施設が集積した市北東部の商業地域内に位置することとなり、流通や商業に最も適した立地となっています。

(2) 人口減少と生鮮食料品需要の減少

福井県嶺北地方の人口は、平成12年の約67万6千人をピークに減少に転じ、20年後の平成42年には約58万6千人に減少するとされています。また、総人口を年齢区分ごとにみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少し、老年人口（65歳以上）の割合が増加を続けています。今後もこのまま推移すれば生鮮食料品のマーケットも縮小していきます。

嶺北地方の人口の推移

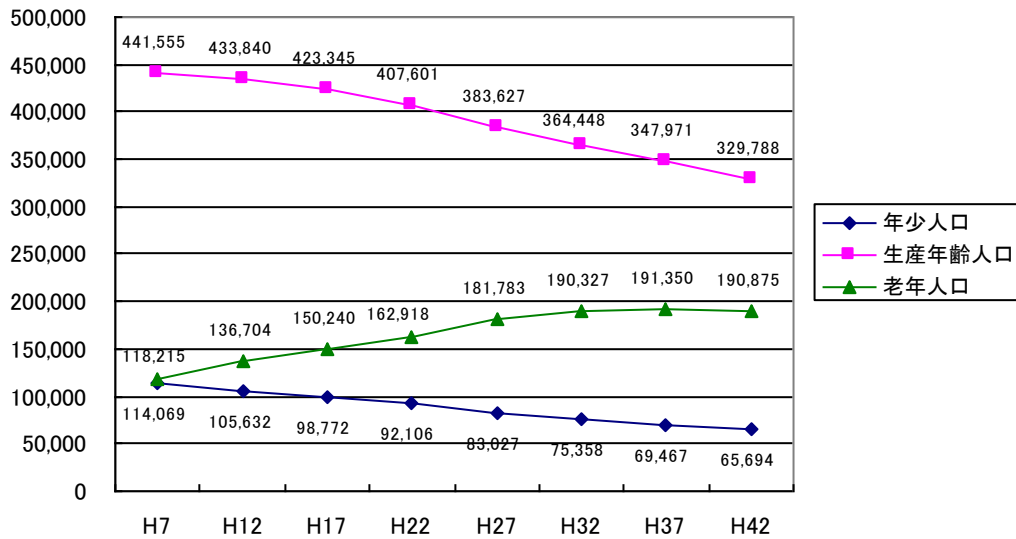
(単位：人)



国立社会保障・人口問題研究所

嶺北地方の3区分別人口の推移

(単位：人)



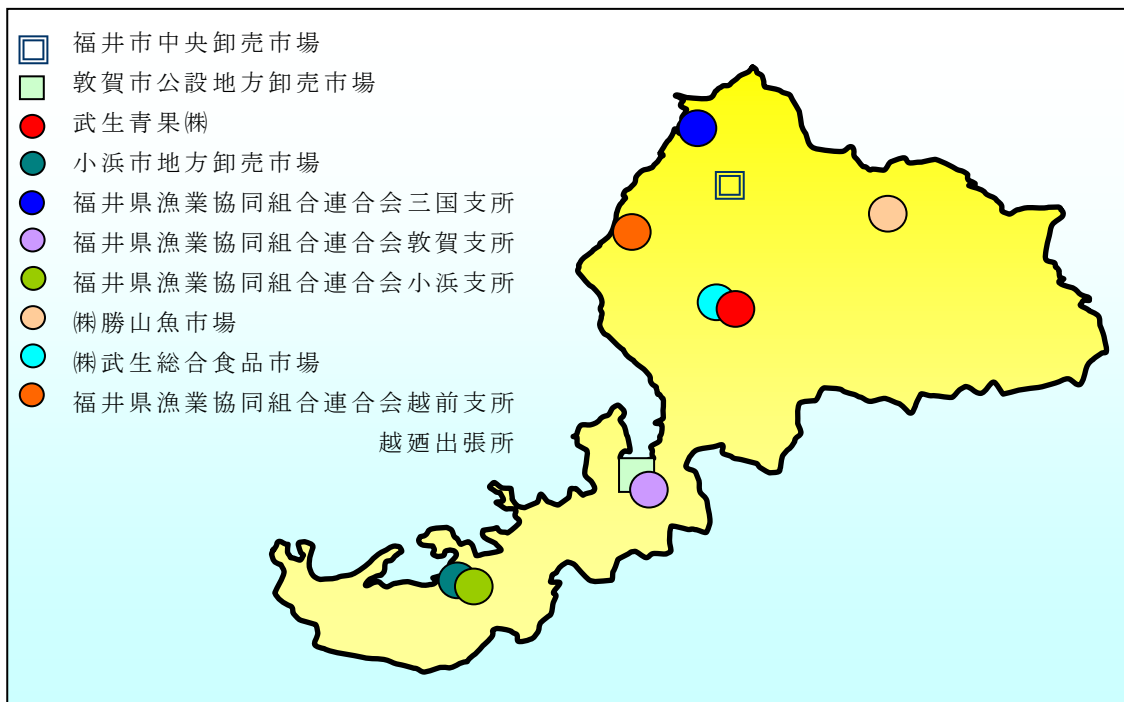
国立社会保障・人口問題研究所

2 福井市中央卸売市場の現状

福井県における生鮮食料品等の流通は、主として卸売市場を經由して行われているものの、多様な仕入ルートを持つ量販店の出店や直売所の増加等により、卸売市場を經由しない流通量が伸びており、福井市場をはじめ福井県内の卸売市場における取扱数量・取扱金額は、年々減少傾向にあります。

(1) 県内の中央卸売市場と地方卸売市場

福井県下には、中央卸売市場が1箇所、地方卸売市場が9箇所あり、公設は、福井市場と敦賀市公設地方卸売市場の2箇所、残りは民間市場となっています。



市場名	取扱品目	形態	開設年月日
敦賀市公設地方卸売市場	青果	公設	昭和59年11月
地方卸売市場武生青果(株)	青果	民間	昭和15年11月
小浜市地方卸売市場	青果・水産	民間	昭和58年10月
地方卸売市場 福井県漁業協同組合連合会三国支所	水産	民間	昭和24年10月
地方卸売市場 福井県漁業協同組合連合会敦賀支所	水産	民間	昭和24年10月
地方卸売市場 福井県漁業協同組合連合会小浜支所	水産	民間	昭和24年10月
地方卸売市場(株)勝山魚市場	水産	民間	昭和25年9月
地方卸売市場(株)武生総合食品市場	水産	民間	昭和41年9月
地方卸売市場福井県漁業協同組合連合会 越前支所越廼出張所	水産	民間	平成元年12月

(2) 取扱数量及び取扱金額

福井市場では、青果、水産物、花きのいずれの品目においても、取扱数量・取扱金額とも減少傾向にあり、これは他の中央卸売市場も同様の傾向となっています。

ア 青果

福井市場における青果の取扱数量は、農産物の国内生産力の低下や、生鮮食料品のマーケットの縮小を背景に、昭和52年度の7万7千トンとピークに減少傾向にあり、平成21年度では4万4千トンと、約43%の減少となっています。

また、取扱金額は平成3年度の173億円をピークに減少傾向にあり、平成21年度では99億7千万円と、ピーク時に比べ約58%まで落ち込んでいます。

なお、県内で収穫された青果物のうち、福井市場への出荷量（加工品を除く）と出荷割合は、平成15年度の9,362トン、約17%から、平成20年度では7,111トン、約18%となっています。

イ 水産物

福井市場における水産物の取扱数量は、昭和50年度の3万6千トンとピークに減少傾向にあり、平成21年度では1万6千トンと、約56%減少しています。

また、取扱金額は、平成6年度の256億円をピークに減少傾向にあり、平成21年度では126億2千万円と、ピーク時に比べ約49%まで落ち込んでいます。

なお、県内で漁獲された水産物のうち、福井市場への出荷量（加工品を除く）と出荷割合は、平成15年度の2,892トン、約17%から、平成20年度の2,332トン、約14%となっています。

ウ 花き

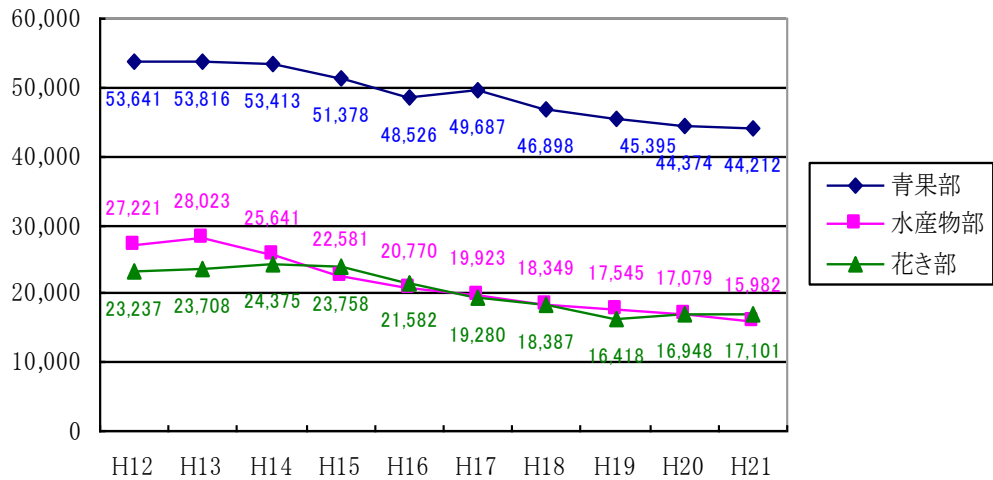
福井市場における花きの取扱数量は、平成21年度で1,710万本、取扱金額で9億5千万円となっています。

花きの取扱金額は、ガーデニングブームなどにより平成10年度には15億円と増加しましたが、その後減少しています。

最近10年間では、取扱数量が約14%、取扱金額が約25%減少しています。

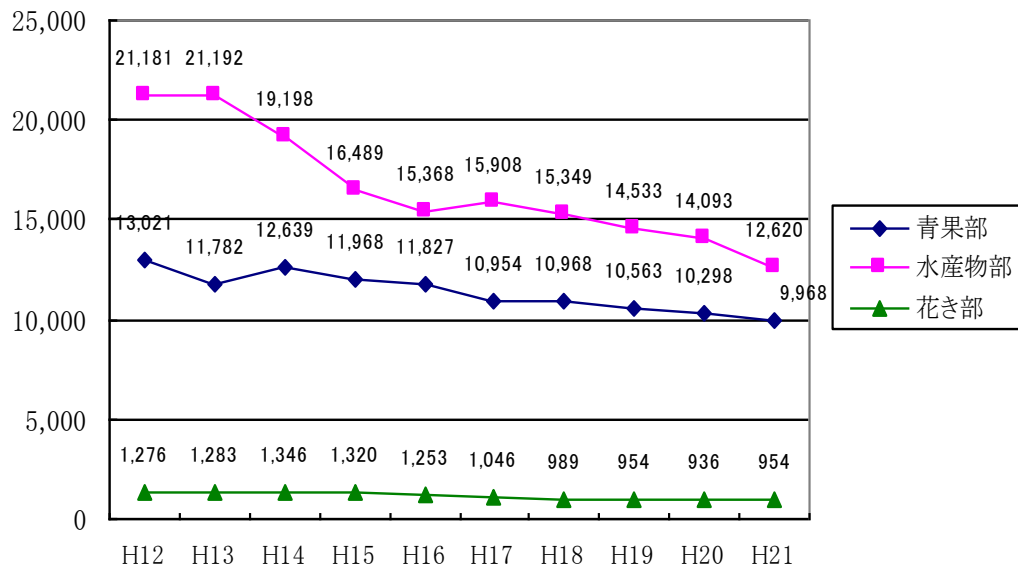
取扱数量の推移

(単位：t、千本)



取扱金額の推移

(単位：百万円)



一方、市民1人当たりの年間需要量を、食料需給表（農林水産省）の平成21年度国民1人当たりの年間供給数量（純食料）でみた場合、青果（野菜・果実）では131kg、水産物（魚介類）で30kgとなっています。

この数値をもとに福井市場が取り扱う生鮮食料品の供給人口を算出すると、青果では約33万7千人分、水産物では約53万3千人分を取り扱っていることとなり、開設区域である本市の人口を大きく上回っています。

花きについても県内唯一の市場であり、福井市場は県内の中核市場として不可欠な市場となっています。

(3) 第9次卸売市場整備基本方針で示された再編基準と該当状況

国の第9次卸売市場整備基本方針において、地方卸売市場転換等に取り組むべき再編基準として次の4つの指標が示され、そのうち3つの指標に該当した場合は、再編に取り組むものとされています。

①当該中央卸売市場における取扱数量が当該市場に係る開設区域（福井市）内における需要量未満であること。

※ 開設区域内の需要量は、開設区域の人口×1人当たりの年間需要量

②当該中央卸売市場における取扱数量が、
ア 青果物にあつては65,000トン未満
イ 水産物にあつては35,000トン未満
ウ 花きにあつては6,000万本相当未満 であること。

③当該中央卸売市場における取扱数量が直近で3年間連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少率が、
ア 青果物にあつては9.9%以上
イ 水産物にあつては15.7%以上
ウ 花きにあつては7.4%以上 であること。

④以下のいずれかの要件に該当すること。
ア 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が3年間連続して総務省の定める繰出しの基準を超えていること。

イ 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る主たる卸売業者が直近で3年間連続して経営改善命令の要件に該当していること。

福井市場については、青果、水産物、花きの三部門とも指標②の基準数量を下回っています。

また、花きについては、指標①の開設区域内需要量にも該当していません。

(青果部)

指標	基準値	実績値			該当・非該当
指標①	開設区域内需要量 33,756 t	取扱数量(3ヵ年平均) 44,812 t			非該当
指標②	基準数量 65,000 t	取扱数量(3ヵ年平均) 44,812 t			該当
指標③	取扱数量3年連続減少 3年前と比較した減少率9.9%以上	19年	20年	21年	非該当
		▲2,122	▲955	261	
		18年と比較した減少率5.93%			
指標④イ	(1) 流動資産の流動負債に対する比率(基準値1未満)				非該当
	(2) 自己資本比率(基準値0.1未満)				
	(3) 健全な財産状況(3期連続経常損失)				

注：開設区域内需要量は、開設区域の人口(平成21年3月31日現在)×部門ごとの1人当たりの年間需要量で算出(以下同じ)

1人当たりの年間需要量は、青果125.4kg、水産物50.3kg、花き112.3本(平成20年度基準)

(水産物部)

指標	基準値	実績値			該当・非該当
指標①	開設区域内需要量 13,540 t	取扱数量(3ヵ年平均) 16,967 t			非該当
指標②	基準数量 35,000 t	取扱数量(3ヵ年平均) 16,967 t			該当
指標③	取扱数量3年連続減少 3年前と比較した減少率15.7%以上	19年	20年	21年	非該当
		▲1,213	▲285	▲1,405	
		18年と比較した減少率15.41%			
指標④イ	(1) 流動資産の流動負債に対する比率(基準値1未満)				非該当
	(2) 自己資本比率(基準値0.1未満)				
	(3) 健全な財産状況(3期連続経常損失)				

(花き部)

指標	基準値	実績値			該当・非該当
指標①	開設区域内需要量 30,230千本	取扱数量(3ヵ年平均) 17,858千本			該当
指標②	基準数量 60,000千本	取扱数量(3ヵ年平均) 17,858千本			該当
指標③	取扱数量3年連続減少 3年前と比較した減少率7.4%以上	19年	20年	21年	非該当
		▲2,692	546	▲126	
		18年と比較した減少率11.23%			
指標④イ	(1) 流動資産の流動負債に対する比率(基準値1未満)				非該当
	(2) 自己資本比率(基準値0.1未満)				
	(3) 健全な財産状況(3期連続経常損失)				

(開設者)

指標④ ア	一般会計からの繰出金の基準(3年連続) (単位:千円)						該当・非該当
	19年度		20年度		21年度		
	基準額	実績出額	基準額	実績出額	基準額	実績出額	
指導監督費等 (営業費用の30%)	98,757	44,410	98,921	43,410	102,729	52,361	非該当
建設改良費 (利子の2分の1)	12,429	12,429	11,649	11,649	10,837	10,837	
建設改良費 (元金の2分の1)	27,161	27,161	27,941	27,941	28,752	28,752	
合計	138,347	84,000	138,511	83,000	142,318	91,950	

(4) 卸売業者の状況

全国の中央卸売市場の卸売業者1社当たりの平均取扱金額は、平成20年度で青果222億円、水産235億円、花き49億円となっていますが、平成10年度と比較すると、青果22億円、水産70億円、花き1億円の減となっています。

福井市場の卸売業者は、青果、水産、花きとも1社体制になっており、各社の取扱金額は、全国平均と比較して半分程度となっていますが、営業利益率は、全国中央卸売市場の卸売業者の平均値を上回っています。

(5) 仲卸業者等の状況

卸売業者の販売先である仲卸業者は開設当初（昭和50年度）の26社から3社減少、売買参加者は青果が約66%、水産物が約29%、全体では開設当初の約47%まで減少しています。

市場内業者数の推移

(単位：社、人)

		S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
青果	仲卸業者	14	14	14	14	14	14	14	14
	売買参加者	966	897	839	745	633	518	420	324
水産	仲卸業者	11	11	11	11	11	11	11	8
	売買参加者	396	398	393	378	366	338	296	282
花き	仲卸業者	1	1	1	1	1	1	1	1
	売買参加者	34	38	38	49	55	58	58	46
計	仲卸業者	26	26	26	26	26	26	26	23
	売買参加者	1,396	1,333	1,270	1,172	1,054	914	774	652

※平成22年度は、平成22年5月1日現在

仲卸業者の仕入れの取扱金額について、平成12年度と平成21年度を比較すると、青果、水産物、花きの3部門とも、それぞれ18.0%、54.5%、2.0%減少しています。

また、1社当たり平均売上高を平成12年度と平成21年度で比較すると青果部は11億1千万円から8億9千万円に、水産物部は16億9千万円から11億4千万円に減少しています。その一方で、花き部は7億7千万円から8億7千万円に増加しています。

平成21年度の経営状況を見ると、全事業者の約半数が本市が示す財務健全化の基準を下回っています。

仲卸業者の仕入れの取扱金額 (単位：千円)

	H12	H21	増減
青果	13,293,538	10,806,931	▲ 2,486,607
水産	15,161,740	6,892,401	▲ 8,269,339
花き	703,602	689,517	▲ 14,085

仲卸業者 1社当たりの売上高 (単位：千円)

	H12	H21	増減
青果	1,110,350	888,505	▲ 221,845
水産	1,690,435	1,135,112	▲ 555,323
花き	769,661	866,223	96,562

福井市が示す仲卸業者の財務健全化の基準 (平成 21 年度)

基 準	該当数	
流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が100%を下回る場合	5社	11社
資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が10%を下回る場合	9社	
連続する3期以上の事業年度において、経常損失が生じた場合	6社	

注：該当数には、複数の基準に該当する仲卸業者も含まれており、この基準に該当する場合は、開設者に対し経営改善計画の提出が必要になる。

(6) 関連事業者の状況

関連商品売場棟は、市場機能を補完するために、市場を利用する人達の利便性を図ることを目的に設置されました。

しかし、近年、関連商品売場棟で食品や雑貨販売、飲食業を営む事業者の数は、経営不振や後継者不足などにより減少傾向にあります。

関連商品売場棟の事業者数の推移 (単位：事業者)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
関連事業者数	94	97	96	92	90	79	70	67

(7) 施設整備の状況

本市では、市場関係事業者のニーズに対応するため、これまでに水産加工場やトイレの増設、冷蔵庫棟の増築、青果部卸売場の低温化設備や発砲スチロール処理場の設置をはじめ、水産物部配送センターや青果部加工場の建設を行いました。

しかし、福井市場の多くの施設は築35年を経過し、経年劣化が進んでおり、優先順位をつけて修繕などの対応を行っていますが、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

また、平成21年度に実施した耐震診断では、花き棟がD判定で耐震性が劣り補強を要するとの結果が出ています。

(8) 福井市中央卸売市場特別会計の状況

福井市場は、特別会計で運営されていますが、近年、市場関係事業者の取扱金額の減少により※市場使用料収入が減少するとともに、関連商品売場棟の空き店舗の解消が進まず、施設使用料も横ばい状態となっており、そのため十分な修繕費用の確保が難しくなっています。

また、本市の財政状況も厳しく、受益者負担の適正化や施設運営の民間委託、事業廃止など、様々な分野で見直しを進めており、今まで以上の一般会計からの繰入れは困難な状況となっています。

福井市中央卸売市場特別会計の決算状況

(単位：千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入	市場使用料	69,794	68,250	68,503	65,660	61,066
	施設使用料	208,784	204,839	202,251	199,288	200,341
	その他収入	107,821	110,218	406,987	409,897	413,703
	繰入金	111,000	68,000	84,000	83,000	92,000
	計	497,339	451,307	761,741	757,845	767,110
歳出	人件費	120,142	117,686	120,677	122,028	125,026
	起債償還	67,561	72,853	79,178	79,178	79,178
	工事・修繕費	83,673	62,994	64,090	57,427	55,785
	管理運営費等	224,788	197,014	497,072	498,903	506,258
	計	496,164	450,547	761,017	757,536	766,247

※平成19年度のその他収入、管理運営費等の増加は、生鮮食料品安定供給対策特別資金融資事業の所管替えによるもの

.....
市場使用料：卸売業者等の売上高に応じて徴収する使用料をいう。

(9) 平成10年度以降の取組状況

ア コスト削減

本市では、市場運営のコスト削減を図るため、開設次年度に当たる昭和50年度には32名であった職員数を、現在16名（再任用職員を含む）まで削減してきました。また、平成12、13年度には施設管理業務・早朝せり監視業務等の委託、平成15、17年度には卸売業者を中心とした市場内業者の協力を得て、事務手続の合理化を図る情報管理システムを導入しました。

その後も、売買参加者、買出人、関連事業者の新規・更新時の書類の簡素化、許可有効期間を3年から5年に延長するなど、市場管理運営事務の効率化に努めてきました。

イ 市場の活性化・情報の発信

卸売市場は、生鮮食料品等の効率的で安定した供給と適正な価格形成を確保する上で中心的な役割を担っていますが、消費者との直接的な接点がないため、消費者にとって、卸売市場の役割や市民生活にどのように貢献しているのか見えにくい状況にあります。

このため、積極的な情報発信や市民参加の取組などを行っています。

- ① 水産物部では、3月中旬から12月中旬まで、その日に水揚げされた新鮮な魚介類をその日のうちに消費者に届けようと毎朝7時40分から朝セリを行っており、特に平成18年度からは「近海今朝とれ市」と称し、休場日も行うようになり、平成21年度では、取扱数量317トン、取扱金額1億9千万円に達しています。

また、平成20年度から卸売市場の役割を知ってもらい、魚の消費拡大につなげようと、「近海今朝とれ市」の様子を見る親子見学会を開催するなど、市場での地産地消推進活動に積極的に取り組んでいます。



- ② 生鮮食料品等の消費拡大を図ることを目的に、市場関係事業者と協働して2月から11月まで毎月2回、料理教室・フラワーアレンジメント教室などの市場体験教室を平成13年度から開催しています。



- ③ 消費者に対して福井市場をアピールし、生鮮食料品等の消費拡大、地産地消の推進、市場の活性化を図るためのイベント「ふくい市場フェスタ」を平成19年度から実施しています。



- ④ 平成15年度からは市場の様々な情報を発信するため、福井市場独自のホームページを開設し、消費者向けの旬の食材や調理方法など消費者視点での情報発信を行っており、平成16年度に10,756件だったアクセス件数が年々増え、平成21年度には27,696件となっています。

3 福井市中央卸売市場の課題

卸売市場を取り巻く環境の変化は、福井市場においても取扱量の減少や市場関係事業者の経営状況の悪化など大きな影響を及ぼしています。

こうした中、福井市場が、流通環境の変化を踏まえ、今後も市民への生鮮食料品等の安定供給を図るといった大きな責務を果たすためには、次のような課題に取り組む必要があります。

(1) 食の安全・安心への対応

ア 品質管理及び衛生管理機能の向上

近年、消費者の食の安全・安心に対する意識が高まる中、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）や食品衛生法など食品の品質管理、衛生管理に関する法令の遵守が強く求められています。

本市では、これまでも関係機関と連携し、商品の取扱いについての検査や指導を行ってきましたが、福井市場に対する生産者、需要者及び消費者の信頼を確保するためには、より一層コンプライアンスの徹底に努め、品質管理及び衛生管理機能の向上に取り組む必要があります。

イ 産地情報の収集及び伝達

生鮮食料品等の流通においては、生育情報などの産地情報が、品質管理の視点からも重要であるため、市場関係事業者は、積極的に情報の収集に努めるとともに、小売業者、加工業者等と連携し、消費者まで正確な情報が届けられる*トレーサビリティ・システムへの取組が求められています。

ウ 災害時のライフライン

卸売市場は広い敷地と物流施設を有していることから、災害時における市民への生鮮食料品等の供給拠点としても重要な役割を担っており、他市場と連携して市民への生鮮食料品の安定供給を行う体制を整えています。今後も、災害時に適切に対応できるよう、様々な災害を想定した体制を整えていく必要があります。

*トレーサビリティ・システム：食品の安全を確保するために、生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を明確にすること。

(2) 環境にやさしい市場の実現

卸売市場は、冷蔵・冷凍施設、場内搬送車両、夜間照明などエネルギーを大量に消費する施設・設備を有しているとともに、生鮮食料品等の廃棄物や廃容器などを大量に排出するため、環境に対する負荷の軽減に向けた取組が求められています。

(3) 市民に開かれた市場の実現

卸売市場は、生鮮食料品等の効率的で安定した供給と適正な価格形成を確保する上で中心的な役割を担ってきましたが、消費者との直接的な接点がないため、卸売市場の役割や市民生活にどのように貢献しているのか見えにくい状況にあります。このため、福井市場の役割がより市民に理解され、親しまれることは、今後の円滑な市場運営のためにも重要であり、卸売市場本来の機能を損なわない範囲において、食育の一翼を担うなど消費者との関わりを深めることが求められています。

(4) 物流の効率化・販売力の強化

ア 物流の効率化

卸売市場で取り扱われる生鮮食料品等は、商品構成が多種多様、鮮度により価値・価格が変化するという商品特性を持っています。また、個々の市場関係事業者が独自の流通形態を持っており、市場全体として物流の効率化を目指した取組が遅れています。

こうした中、利用者のニーズに的確に対応し、物流の効率化を図るためには、福井市場として、大量多品目に対応できる荷受けから、販売、分荷、搬送、納品に至るすべての過程における一貫した物流システムの構築に取り組む必要があります。

イ 集荷力、販売力の強化

福井市場が、今後とも生鮮食料品等の基幹的な流通経路としての役割を果たしていくとともに、出荷者、需要者（小売店、農水産物加工業者等）からの大きな期待に応えていくためには、市場の集荷力・販売力の強化は喫緊の課題であり、その強化のためには、卸・仲卸業者が連携し、需要者のニーズを的確に把握することで、そのニーズに即した品揃えに努める必要があります。

(5) 市場の経営・運営の合理化

ア 市場関係事業者の経営体質強化

福井市場の活性化を図るためには、市場関係事業者が経営基盤の強化に取り組むとともに、経営戦略に基づき事業展開を行いながら、福井市場全体における取扱数量や取扱金額の向上に努めていく必要

があります。

また、出荷者の大型化や需要者の形態の変化により、出荷者・需要者双方が発言力を強めており、卸、仲卸業者においても、連携や合併等による大型化を進め、それらに対応できる経営体質の強化に努めていく必要があります。

さらに、売買参加者の減少に伴い来場者も減少しているため、関連商品売場棟の一般開放などにより関連事業者の経営改善に努めていく必要があります。

イ 経営改善指導の方法の見直し

市場関係事業者の経営が厳しくなる中、福井市場の信用力を維持・強化するため、市場関係事業者への経営改善指導を的確に行う必要があります。

このため、福井市場において、長期にわたって経営の改善が図られない事業者に対し、改善時期や改善事項をより明確化させるなど、市が行う経営改善指導の方法を強化する必要があります。

ウ 市場経営戦略の確立

卸売市場の取扱数量が減少するとともに、市場間競争が激化し、さらには市場外流通が増大する中で、福井市場が健全に発展し、その機能が十分に発揮されるためには、福井市場をひとつの経営体として捉え、将来を見据えた経営戦略的な視点から、その位置づけや役割、機能強化の方向、市場施設の整備や運営のあり方等を検討し、実行に移す体制を構築する必要があります。

エ 代金決済機能の維持

福井市場における迅速かつ確実な代金決済は、生鮮食料品等の安定的な生産及び出荷に重要な役割を果たしており、市場内外の決済事故のリスク負担を軽減するため、代金決済機能の維持を図る必要があります。

オ 市場関係事業者の事務負担軽減

卸売市場では、適正な価格形成や公正な取引確保のため、市場関係事業者から開設者への承認申請や届出等の提出が義務付けされています。しかしながら、流通実態や取引方法の変化に伴い、実際には形骸化・形式化している事務処理もあると考えられ、市場関係事業者の経営コストの低減を図る上でも、提出書類の範囲、方法、頻度等の見直しを行う必要があります。

(6) 施設の長寿命化と有効活用

本市の市有施設の多くは老朽化が進んでおり、市有施設全体を総合的、長期的観点から捉え、効率的に維持管理し活用していくことが求められています。

福井市場の施設も例外ではなく、既存施設の長寿命化を図ることが重要であり、現在の機能を見直し、新たな需要に対応するための機能を付加するなど施設の有効活用に努める必要があります。

また、大規模な施設整備は、市場での使用料収入でまかなえない場合は、新たな市民負担を生じさせることとなります。このため、新たな施設整備については、市場関係事業者と行政の役割分担を明確化しつつ、整備する場合には、施設使用料の適正化も含め、費用対効果を十分に検討する必要があります。

Ⅲ 福井市中央卸売市場の将来

1 福井市中央卸売市場の方向性

(1) 基本的な方向性

ア 中央卸売市場運営の継続

中央卸売市場は、開設者はもとより、国の指導監督下にあることから高い信用力があり、広域的な集荷力も見込めることから、卸売市場を取り巻く環境が厳しくなる中においても、依然として多くの都道府県において中央卸売市場が開設され、多品目の生鮮食料品等を安定的に市民に供給する体制が確保されています。

福井市場は、福井県において広域的な食料供給の中核的な拠点としての役割を担っている県内唯一の中央卸売市場であり、平常時はもとより、災害などあらゆる状況において安全・安心な生鮮食料品等を市民に安定供給するという公的使命を果たしてきています。

このような状況から、本市は、福井市場を中央卸売市場として今後も運営していきます。

なお、今後の国の動向により、中央卸売市場での形態維持が困難となる場合には、安定供給が阻害されることがないように、市場関係事業者と協議し、適切に対応していきます。

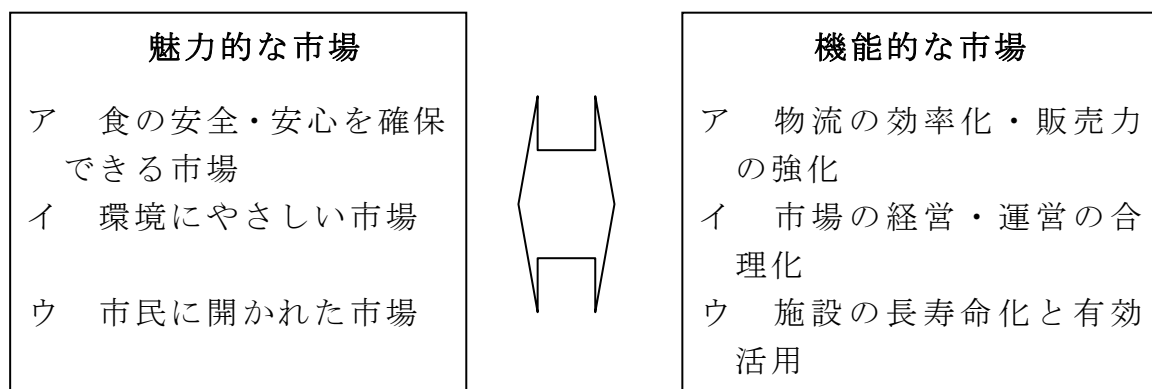
イ 特性を活かした市場運営

福井市場が、福井市民の食にとって欠かすことができない基幹施設としての機能を引き続き発揮していくため、単に従来の市場機能を強化するだけでなく、生産者と需要者の情報を双方に伝達する要となる市場づくりを行います。

また、福井の食の発信拠点として、優良産地を近くに抱える産地市場的機能を有する消費市場としての本市場の個性を活かし、消費者に安全・安心な生鮮食料品等を効率的に供給できる魅力あふれる機能的な市場づくりを目指します。

(2) 基本目標の設定

本市と市場関係事業者は、福井市場が目指すべき基本的な方向性に沿って、その必要性を認識するとともに、それぞれが果たすべき役割を十分理解した上で、市場全体が協働して、その達成に向けてソフト・ハードの両面から取り組んでいくため、6つの基本目標のもと、各種施策の実現に努めます。



2 今後の取組

福井市場が、今後も中央卸売市場として維持されていくためには、特に、販売力の強化、経営基盤の強化と管理運営体制の合理化が不可欠です。

そのため、市場関係事業者が行う戦略的な事業展開に向けた取組や経営統合など経営規模拡大を目指す取組に対しては人的・金銭的支援を行うことで、市場関係事業者の経営基盤の強化を図ります。

また、急速冷凍技術を活用した施設整備など地場産商品の高付加価値化への支援を進め、産地市場的機能を強化します。

さらに、業務内容の見直しによる徹底したコスト削減、指定管理者制度の導入の検討など、市場管理運営の合理化をさらに進めるとともに、市場使用料の見直しなどにより収入の安定化を図ります。

一方、老朽化した市場施設の大規模改修については、財源の確保に努めながら計画的に実施していきます。

なお、基本目標ごとに体系化した今後の取組は次のとおりです。

(1) 魅力的な市場

ア 食の安全・安心への対応

市場関係事業者に対する食品取扱いに関する意識の向上と、生鮮食料品の品質管理の徹底を目指す取組を関係機関と連携しながら実施します。また、JAS法に基づく表示の適正化を推進するための体制強化を図ります。

.....→ 検討 → 実施

取組内容	実施主体			取組計画					
	市	事業者	関係団体	H23	H24	H25	H26	H27	H28~
○ 市場関係事業者のコンプライアンスの徹底と衛生管理体制の充実									
食品の安全性に関する講習会の実施 【継続】	○		○	—————→					
温度管理（冷凍・チルド・冷蔵・常温）の徹底 【拡充】	○	○		—————→					
衛生検査機関等との連携による検査・指導 【継続】	○		○	—————→					
食品表示監視体制の強化 【拡充】	○			—————→					
加工施設等の整備 【新規】	○	○	→	—————→				
○ 商品の品質管理の充実									
検査実施数・検査項目の随時見直し 【継続】	○	○		—————→					
量目検査の実施 【継続】	○	○		—————→					
食品危害発生時における危機管理体制の随時見直し 【継続】	○	○		—————→					
○ トレーサビリティシステムへの対応									
流通履歴情報の適正管理 【拡充】		○		—————→					

(注) 市：福井市

事業者：卸売業者、仲卸業者、小売業者、関連事業者

関係団体等：福井県、福井市中央卸売市場協会、各市場関係組合

イ 環境にやさしい市場の実現

ゴミの減量及びリサイクル運動に積極的に関わり、環境への負荷を低減しながら、循環型社会の実現を目指し、市と市場関係事業者一体となった取組を推進します。

取組内容	実施主体			取組計画					
	市	事業者	関係団体	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
○ リサイクルと省エネルギーの推進									
発泡スチロール、ダンボール、生ゴミ、木製パレット等のリサイクル 【継続】	○	○	○	→					
通い容器の利用促進 【拡充】		○		→					
省エネ設備への切り替え（電球、冷暖房機器等）の促進 【継続】	○	○	○	→					
場内運搬車両（フォークリフト等）の電動化 【継続】	○	○		→					
簡易生ゴミ処理装置の設置 【新規】	○		→	→				
○ 社会的な環境活動貢献									
環境活動への参加・支援 【継続】	○	○	○	→					

通い容器：使い捨ての段ボールに替わるプラスチック製の輸送用容器で、段ボールと違い、容器を重ねても中身がつぶれず、繰り返し使用できるため、使用後の段ボールのようなゴミが発生しない環境にやさしい輸送用容器をいう。

ウ 市民に開かれた市場の実現

広く市民に卸売市場の役割や機能を理解してもらうとともに、生鮮食料品等の消費拡大を図るため、関連商品売場棟の開放や市場見学会等の開催を通じ、生鮮食料品等に関する情報発信基地としての機能強化を図ります。

取組内容	実施主体			取組計画					
	市	事業者	関係団体	H23	H24	H25	H26	H27	H28~
○ 関連商品売場棟の一般市民への開放									
関連商品売場棟の試験的開放等 【新規】	○	○	○	----->	→	→	→	→	→
○ 生鮮食料品等の消費拡大に向けた取組の充実									
市場体験講習会の実施 【継続】	○	○	○	→	→	→	→	→	→
○ 食に関する市民への情報発信機能の強化									
ふくい市場フェスタの開催 【継続】	○	○	○	→	→	→	→	→	→
市場見学会の実施 【継続】	○			→	→	→	→	→	→
マスメディア等を利用した広報・プロモーションの促進 【新規】	○	○	○	----->	→	→	→	→	→
○ 地域交流活動への支援									
災害時の避難場所、地域交流活動などへの施設の提供 【継続】	○	○		→	→	→	→	→	→

(2) 機能的な市場

ア 物流の効率化、販売力の強化

物流の効率化やコスト削減を図るため、部門ごとの流通形態に対応した卸売業者・仲卸業者間の事業連携に取り組むとともに、地産地消を推進するための取組や新たな商品開発、他市場との取引の拡大など関係機関等との連携を強化し、産地市場としての機能を強化します。

取組内容	実施主体			取組計画					
	市	事業者	関係団体	H23	H24	H25	H26	H27	H28~
○ 卸売業者・仲卸業者の事業連携の促進									
開設区域内の量販店等への販売強化 【拡充】		○		→					
県外マーケットへの販売強化（地場産商品の県外へのアプローチ） 【拡充】	○	○	○	→					
産地との連携による集荷力の強化 【拡充】		○		→					
商品開発・高付加価値化による販売力の強化 【拡充】		○		→	→				
各部の事業連携組織の設置 【新規】	○	○		→	→				
○ 市場関係事業者の業務の標準化によるコスト削減									
市場内LANの有効活用 【拡充】	○	○		→	→				
○ 消費市場、産地市場としての機能強化									
関係機関と連携強化し、地場産商品の高付加価値化への支援 【拡充】	○		○	→					
○ 高齢化等が進んだ集落における生活支援									
食料品等の移動販売等の支援 【新規】	○	○	○	→					

イ 市場の経営・運営の合理化

① 経営基盤の強化

取扱高の減少等により、厳しさが増している市場関係事業者の経営基盤の強化に向けた支援策を充実させるとともに、代金決済システムの維持に努めます。

取組内容	実施主体			取組計画					
	市	事業者	関係団体	H23	H24	H25	H26	H27	H28~
○ 経営改善に向けた支援策の充実									
人材（後継者）育成・意識改革等のセミナー開催 【拡充】	○	○	○	→					
経営基盤強化や合併のための中小企業診断士や経営アドバイザーの活用 【拡充】	○	○		→					
経営統合を推進するための研究 【新規】	○	○	→	→				
○ 代金決済システムの維持									
※代払い制度の見直し 【新規】	○	○	○→	→				

代払い制度：代金決済システムの一つで、卸売業者が仲卸業者又は売買参加者等に販売した売上代金の回収業務を代行する精算機関が、仲卸業者、売買参加者等から代金回収業務を行い、一括して期間内に卸売業者、仲卸業者に対して売上代金を支払うシステムをいう。

② 管理運営体制の合理化

市場の管理運営に民間のノウハウを活用した経営手法の導入など、低コストで効率的な運営を目指します。また、可能な限り事務手続の負担を軽減し、事業者の経営コストの低減を図ります。

取組内容	実施主体			取組計画					
	市	事業者	関係団体	H23	H24	H25	H26	H27	H28～
○ 活性化策・設備整備等の財源確保									
管理事務所の人員・経費の削減 【継続】	○			→	→	→	→	→	→
指定管理者制度導入の検討 【新規】	○				→	→	→	→	→
○ 戦略的な市場運営体制の確立									
「経営展望」の策定及び見直し 【新規】	○	○		→	→	→	→	→	→
業務・経営指導への専門家の活用 【新規】	○			→	→	→	→	→	→
○ 事務手続の簡素化									
報告事務等の見直し 【継続】	○			→	→	→	→	→	→

ウ 施設の長寿命化と有効活用

市場機能を維持するため、老朽化したライフラインの施設・設備を優先的に改修し長寿命化を図るとともに、既存の施設・設備の有効活用を図ります。

取組内容	実施主体			取組計画					
	市	事業者	関係団体	H23	H24	H25	H26	H27	H28~
○ 老朽化施設・設備の改修									
ライフライン（電気、水道、通信設備）、安全・衛生設備などの老朽化が著しく、緊急性の高い施設等の改修 【継続】	○			→					
○ 耐震補強									
施設の耐震診断及びその対策 【継続】	○			→					
○ 既存施設の有効活用									
既存施設の有効活用を図るための機能見直し 【新規】	○	○	→	→				
店頭販売、配送業務の効率化を図るための施設の有効活用 【新規】	○	○	→	→				
○ 集中監視制御									
電気、水道、ガス、火災報知機、融雪、監視カメラ等の集中監視・制御装置の整備 【新規】	○				→	→		

参 考 资 料

福井市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

区 分	所 属	役 職 名	氏 名
関係行政機関	農林水産省北陸農政事務所福井統計・情報センター	センター長	千田 秀之
生産者団体	福井市農業協同組合	代表理事理事長	森下 耕一
生産者団体	福井市南部農業協同組合	代表理事理事長	松川 誠三
生産者団体	福井市漁業協同組合	代表理事組合長	平野 仁彦
生産者団体	越廼漁業協同組合	代表理事組合長	北崎 壽男
市場関係者	福井青果株式会社	代表取締役社長	牧田 高明
市場関係者	福井中央魚市株式会社	代表取締役社長	成瀬 雅信
市場関係者	株式会社福井中央花卉市場	専務取締役	田中 茂雄
市場関係者	福井中央市場青果卸売協同組合	理事長	道下 正彦
市場関係者	福井中央市場水産物卸協同組合	理事長	福田 貞夫
市場関係者	福井県青果食品協同組合	理事長	堀 昇
市場関係者	福井魚商協同組合	理事長	大橋 信一
市場関係者	福井県花商協同組合	代表理事	角谷 秀克
市場関係者	福井市中央市場関連商品協同組合	理事長	辻本 慎太郎
学識経験者	福井商工会議所	専務理事	野村 有三
消費者団体	福井市くらしの会	会長	豊嶋 美代子
婦人団体	福井市連合婦人会	会長	森下 珠江
行政機関	福 井 市	副市長	吹矢 清和
行政機関	福 井 市	農林水産部長	岩永 弘行
行政機関	福 井 市	商工労働部長	小林 利夫

福井市中央卸売市場中長期プラン検討会議委員名簿

	専門分野	所属	役職	氏名
学識経験者	市場流通	福井県立大学	教授	原田 政美
学識経験者	会計・流通・経済・都市計画	福井県立大学	准教授	新宮 晋
学識経験者	中小企業診断士	(有)ウエムラマネージサポート		上村 辰美
出荷者	生産者	福井県経済農業協同組合連合会指導販売部	部長	森川 豊弘
出荷者	生産者	福井県漁業協同組合連合会	参事	中野 治一
流通販売	販売	福井商工会議所食料品部会	副部会長	安田 泰三
食育及び消費者	食育及び消費者	ふくい食育市民ネットワーク		出倉 弘子
市場関係者	水産	福井中央魚市(株)	専務取締役	井上 幸喜
市場関係者	青果	福井中央市場青果卸売協同組合	理事長	道下 正彦
市場関係者	花卉	福井県花商協同組合	理事長	角谷 秀克
市場関係者	関連	福井市中央市場関連商品協同組合	理事長	辻本 慎太郎
行政機関	農林水産	福井県農林水産部販売開拓課	主任	田中 直幸
福井市	農林水産	福井市農林水産部	次長	土田 勝基
福井市	市場	福井市中央卸売市場	場長	堀川 盛一

オブザーバー		北陸農政局福井農政事務所	所長	田中 宏樹
--------	--	--------------	----	-------

委員会及び検討会議の開催日程と検討テーマ

開催日	検討テーマ
平成21年5月7日	第1回開設運営協議会 ◎中長期プラン検討会議設置について ◎中長期プラン検討会議委員の選任について ◎中長期プラン策定に関する今後の日程等について
平成21年6月2日	第1回中長期プラン検討会議 ◎福井市中央卸売市場の現状等について ・検討会議設置趣旨 ・卸売市場を取り巻く環境変化 ・福井市場の現状と課題 ・卸売市場法改正の内容（再編促進、規制緩和） ・改正後の他市場の動向 ・中央卸売市場と地方卸売市場の比較 ・地方卸売市場への転換事例
平成21年7月1日	第2回中長期プラン検討会議 ◎福井市中央卸売市場強化対策検討懇話会の答申概要等 ◎先進地の活性化事例の紹介 ◎市場内業者等へのアンケート調査について
平成21年8月4日	第3回中長期プラン検討会議 ◎アンケート結果の報告 ◎今後の市場の運営形態等について ◎先進地視察先及び視察者について
平成21年9月16日	第4回中長期プラン検討会議 ◎先進地視察（仙台市中央卸売市場）の報告について ◎各部取引委員会の報告について ◎今後の市場の運営形態等について
平成21年12月14日	第5回中長期プラン検討会議 ◎北陸農政局より今後の卸売市場の方向性について ・「卸売市場の将来方向に関する研究会」の報告 ・第9次卸売市場整備基本方針で予想される内容等 ◎青果・水産・花き部の活性化案の報告について ◎管理運営方法の効率化について ◎施設の効率的な利活用のあり方について
平成22年2月3日	第6回中長期プラン検討会議 ◎新たなニーズへの対応（中央卸売市場の新たな機能の検討） ◎活性化策について（事業の優先順位付け等） ◎施設整備の基本方針について ◎福井市場の特色を活かしたコンセプトについて
平成22年3月23日	第7回中長期プラン検討会議 ◎施設整備の基本方針について ◎福井市場のコンセプトについて ◎中長期プランに関する提言書（素案）について
平成22年4月26日	第8回中長期プラン検討会議 ◎中長期プランに関する提言書（修正案）について
平成22年5月20日	第2回開設運営協議会 ◎中長期プラン検討会議の経過報告等について ◎今後の市場の運営形態等に関する答申（案）について